

令和 7 年（ネ）第 4 6 4 3 号 損害賠償
請求控訴事件

控訴人 災害時の人権を考える会

被控訴人 株式会社 ゆうちよ銀行

控訴理由書

2 0 2 5 年 1 1 月 1 4 日

東京高等裁判所第 1 0 民事部 御中

控訴人代表者 代表 柳 原 敏 夫

目 次

1、原判決の判決理由の概要と問題点	2 頁
2、実体法上の問題——論理上の齟齬及び法令・判例・実務との矛盾——	
（1）、論理上の齟齬	3 頁
（2）、法令・判例・実務との矛盾	4 頁
3、本争点の正しい解釈	5 頁
4、訴訟法上の問題——立証責任の分配の誤り及び釈明権の不行使による審理不尽——	
（1）、立証責任の分配の誤り	8 頁
（2）、釈明権の不行使による審理不尽	9 頁
（3）、小括	10 頁
5、今後の進行	11 頁
6、結語	12 頁
7、付言——私たちは見ている——	12 頁

1、原判決の判決理由の概要と問題点

本裁判の争点は、被控訴人の株式会社ゆうちょ銀行（以下、ゆうちょ銀行と略称）が4人の市民で構成される任意団体（法人格なき社団）である控訴人からの郵便振替の口座開設の申込みを正当な理由なく拒否できるか（拒否しても違法ではないか）である（以下、本争点という）。

原審の審理において、本争点の一般論については控訴人被控訴人とも「一般に正当な理由なければ拒否できない」という結論に実質的に争いはなく、実質的な争いはもっぱら具体論である「任意団体である控訴人の申込みを拒否した本件において正当な理由があったか否か」にあった。つまり、被控訴人の反論は「任意団体である控訴人が被控訴人が設定した社団に関する審査基準を満たしていないから拒否したのであって、自分たちの拒否には正当な理由がある」点に注がれた（被告準備書面（3）～（5））。

ところが、原判決は本争点について、

(1)、一般論において「正当な理由なく拒否しても違法ではない」とした。その根拠は、銀行法に「正当な理由なく拒否できない」といった文言がない以上、契約自由の原則に基づいて、一般に正当な理由がなくても拒否できるというものであった（7頁16～20行目）。

(2)、その上で、上記の「正当理由」とは別に、「社会通念上許容し難い不当な動機でこれを拒否した場合などの特別な事情がある場合」に限って違法となると「拒否したら違法となる」場合の要件を判示し、なおかつその要件事実の立証責任は控訴人にあるとした（8頁8行目。以下、この要件を「特別事情」という）。

しかし、原判決の上記判決理由には第1に実体法上、以下に述べる論理上の破綻及び法令・判例・実務との矛盾が、第2に訴訟法上、後記4に述べる立証責任の分配の誤り及び釈明権の不行使による審理不尽がある。以下、順番に指摘する。

2、実体法上の問題——論理上の齟齬及び法令・判例・実務との矛盾——

(1)、論理上の齟齬

第1に、上記(1)と(2)の解釈において、一方の上記(1)についてはもっぱら被控訴人に適用される銀行法に「正当な理由なく拒否できない」という規定が存しないことを理由にして、つまり文理解釈に基づいて「正当な理由がなくとも拒否できる」という解釈を導いたのに対し、他方の上記(2)については銀行法に「特別な事情がある場合には拒否できない」という規定が存しないにもかかわらず、つまり文理解釈を無視してなおかつ他の解釈方法も何一つ示さず、「特別な事情がある場合には拒否できない」という解釈を導いた。すなわち同一の法律（銀行法）の解釈において、文理解釈を正反対に適用するこの判決理由には明らかな齟齬がある。

もし銀行法に「正当な理由なく拒否できない」という規定が存しないことを理由に「正当な理由がなくとも拒否できる」という解釈を導いたのなら、同様に、同法に「特別な事情がある場合には拒否できない」という規定が存しないことを理由に「特別な事情がある場合には拒否できない」という解釈を否定し、「特別な事情がある場合にも拒否できる」という解釈を導くのが解釈態度として齟齬がなく首尾一貫しているというべきである。

第2に、被控訴人の民営化前と後の適用法令の解釈において、原判決は被控訴人の民営化以前には「正当な理由なく拒否できない」という解釈が採られてきたことを肯定した（7頁9～11行目）。しかし、被控訴人の民営化以前に被控訴人に適用された郵便為替法においても「正当な理由なく拒否できない」という規定はどこにも存しなかったのである。つまり原判決は一方で民営化以前に被控訴人に適用される法律（郵便為替法）には文理解釈を無視して「正当な理由なく拒否できない」という解釈が採られていたことを肯定したのに対し、他方で民営化以後に被控訴人に適用される法律（銀行法）には一転、文理解釈に基づいて「正当な理由なく拒否できない」という解釈を否定し、「正当な理由がなくとも拒否できる」という民営化前に採られていた解釈とは正反対の解釈を導いた。すなわち被控訴人に適用され

る法律の解釈において、民営化の前と後で文理解釈を正反対に適用したこの判決理由には明らかな齟齬がある。

もし民営化以前の適用法令（郵便為替法）に「正当な理由なく拒否できない」という規定が存しないにもかかわらず、「正当な理由なく拒否できない」という解釈を肯定したのなら、同様に、民営化以後の適用法令（銀行法）についても「正当な理由なく拒否できない」という規定が存しないにもかかわらず、「正当な理由なく拒否できない」という解釈を導くのが解釈態度として齟齬がなく首尾一貫しているというべきである。

(2)、法令・判例・実務との矛盾

第1に、民法は第二次大戦後の改正により第1条で「私権の社会性」を宣言した¹。これはわが国の私法の原理がフランス革命により登場した契約自由の原則や所有権の絶対から「私権の社会性」に転換したことを意味する。控訴人はこの「私権の社会性」の重要性を強調した（原告準備書面(3) 1頁以下）にもかかわらず、原判決は「私権の社会性」を無視して契約自由の原則を肯定し、この原則に基づいて、一般に正当な理由がなくても拒否できるとした。これは民法第1条に掲げる基本原理と相反する判断である。

第2に、判例は本争点の一般論について文理解釈を採らず、下級審判決が《銀行業務の公共性（銀行法1条）に鑑みれば、銀行の預金取引については契約自由は制限され、銀行は顧客からの預金取引の申込みに対し、正当な理由がない限り承諾すべき義務があると解することができる》と判示し（大阪地判平成9・5・16〔甲15〕大阪高判平成10・12・9〔甲16〕）、最高裁もまたこの一般論を維持した（最判平成13・3・16〔甲17〕）。控訴人はこの判例の重要性をくり返し強調した（原告準備書面(2) 4頁。同(3) 2頁）にもかかわらず、原判決は文理

¹ 我妻栄「新訂民法総則〔民法講義Ⅰ〕」〔26〕〔27〕

解釈を採らなかった上記最高裁の判例の解釈を無視して文理解釈を採ったものである。これは最高裁の判例と相反する判断である（民訴法318条の上告受理申立理由に該当）。

第3に、金融機関の実務においても、金融機関は、口座開設について、《商慣習や金融機関の公共性の観点からは、受入れを拒否するには合理的な相当の理由が必要とされる》（甲20の3。31頁）。これは昭和40年以来、改訂を重ねて金融法務の定本として揺るぎない地位を確立している「金融機関の法務対策6000講」の記述である。原判決はこの金融機関の実務とも相反する判断である。

以上の判決理由の論理上の齟齬及び法令・判例・実務との矛盾が意味することは、本争点の正しい解決は文理解釈だけでは導けないということである。ではどのような解釈方法が適切なのか。その手がかりは、被控訴人の民営化以前に適用された郵便為替法において明文の規定がないにもかかわらず「正当な理由なく拒否できない」という解釈が異論なく承認されてきたという歴史的事実にある。なぜそのような解釈が承認されてきたのか。その理由は、振替口座の《商品の代金や会費の集金、配当金や返還金の送金など、送金決済のあらゆるシーンにおいてフルに活用できる決済専用の口座》² として国民の社会生活に不可欠な公共性の極めて高いサービスであるという公共的性格のみならず、全国津々浦々の規模で決済可能な口座という点で被控訴人の独占的なサービスという2点の特質に由来するものであった。つまり、そのような解釈は郵便為替法の立法趣旨もしくは立法事実に立ちかえり、それと適合するように法文の意味内容を確定するという解釈方法すなわち目的論的解釈或いは論理解釈（＝体系的解釈）（以下、総称して目的論的解釈等という）により導かれたものであった。

そうだとすれば、被控訴人の民営化以後における本争点の正しい解釈も目的論的

² 被控訴人

HP：https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/chokin/furikae/kj_cho_fe_index.html

解釈等により導くことが適切であり、以下、この解釈方法に従って章を改めて検討する。

3、本争点の正しい解釈

(1)、目的論的解釈等を実行する上でまず取り上げるべき対象は、被控訴人の民営化後の振替口座の性格である。一般に公企業の民営化の目的として財政赤字の圧縮、事業の効率化、サービスの改善、民間活力の導入などが挙げられ、その目的に基づいて民営化企業に変化がもたらされたが、他方で民営化によっても従前と変わらないものもあった。その重要な柱がそれまで国民に提供してきたサービスの性格である。被控訴人の振替口座もそのひとつである。2で前述した振替口座の性格、すなわち国民の社会生活に不可欠な公共性の極めて高いサービス及び全国津々浦々の規模で決済可能な口座という独占的なサービスという性格は被控訴人の民営化によっても変わらなかった。そして、被控訴人の民営化以前には振替口座のこうした公共的及び独占的な性格に基づいて「正当な理由なく拒否できない」と解釈されてきたのである。そうだとしたら、この解釈は振替口座の性格が変わらない被控訴人の民営化以後においても維持されるのが至当である。

(2)、以上の解釈は「国民の社会生活に不可欠な公共性の極めて高いサービス」等に着目し、そこから導かれたものであった。本件においては、これに加えてさらに、「結社の自由」を財産管理の面から保障するという憲法的秩序の要請が存在する。なぜなら、本件で振替口座の開設の申込みをした者は一般国民の集団にとどまらず、進んで憲法21条で「結社の自由」が保障されている市民団体だからである。訴状の1、はじめに——本件訴訟の概要と本質——で主張した通り、市民団体が活動を維持するためには活動資金が不可欠であり、活動資金の維持管理のために銀行口座は不可欠である。とりわけ全国にちらばる支援者とお金のやりとりには全国津々浦々どこからでも、口座を持たなくても、即時に送金できる振替口座が必須である。この意味で、市民団体にとって振替口座を開設する自由は「結社の自由」を財産管

理の面から確保するために極めて重要なものである。従って、市民団体の振替口座を開設する自由が「結社の自由」を財産管理の面から保障するという憲法的秩序からの要請である点にかんがみたとき、そこから市民団体からの振替口座の申込みに対して「正当な理由なく拒否できない」という解釈が導かれるというべきである。

(3)、以上、目的論的解釈等に基づいて本争点の解釈を述べたものであるが、もとより控訴人は自身の権利・法益のみを主張すれば足りるという唯我独尊的な解釈に立つものではなく、すべての権利・法益は他の権利・法益との対立衝突において適正な調整をする中で己の主張しうる権利・法益の範囲が確定されるべきであるという解釈に立つ。以下、この立場から本件の控訴人の口座開設の自由が及ぶ範囲・限界について明らかにする。

一般論として、市民団体に口座開設の自由が認められるとしても、その自由には自ずから限界があり、その限界の主要なものが個人（複数の個人から構成されるグループも含む）が不正利用の目的で、個人の隠れ蓑として市民団体名義の銀行口座を取得する場合（以下、不正利用目的の事例という）である。そのような不正利用目的の事例の場合、銀行は正当な理由に基づき口座開設を拒否できる。ただし、前記2、(2)〔3頁〕で前述した通り、判例が《銀行業務の公共性（銀行法1条）に鑑みれば、銀行の預金取引については契約自由は制限され、銀行は顧客からの預金取引の申込みに対し、正当な理由がない限り承諾すべき義務があると解することができる》（下線は控訴人）と判示する通り、不正利用目的の事例であるかどうかの立証責任は銀行が負う。

以上の一般論を前提にして、本件の口座開設の自由の限界について論ずる。原審において、本件が「個人が不正利用の目的で、個人の隠れ蓑として市民団体名義の銀行口座を取得する場合」に該当するか否かという論点について、控訴人はまず一般論としてこれが「団体としての実体も活動もない架空の団体であり、団体の構成員も名義貸しによる架空の構成員であること」を意味するものであることを明らかにし、その上で、本件ではそのような事実が認められないことを被控訴人に提出し

た資料（甲 14 の 4、6、7）、大庭陳述書（3）（甲 20）により立証した（原告準備書面（3）2～4〔2～5頁〕）。これにより、控訴人としては本件が不正利用目的の事例でないことが事実上推定されるに至ったという心証を抱いた。

これに対し、被控訴人は単に「控訴人は被控訴人が設定した審査基準を満たしていないから拒否した」と主張するのみで、それ以上、控訴人が上記審査基準を満たしていないことを裏付ける具体的事実、すなわち本件の審査過程において、いかなる審査基準について控訴人のいかなる事実がいかなる評価を受けて、その結果、審査基準を満たしていないと判断されたのか、本件判断過程に関する具体的な事実を一切明らかにしなかった。つまり、本件が不正利用目的の事例であることを具体的に明らかにしなかった。他方、控訴人としては、第 1 に被控訴人が設定した審査基準が果して妥当なものであるかどうか、第 2 に被控訴人が、控訴人のいかなる事実をいかなる審査基準にどのように適用して「審査基準を満たしていない」と判断したのかという、当該審査基準の適用が果して妥当なものであるかどうかを吟味検討して反証に臨もうと思っていたにもかかわらず、被控訴人が原審の最後まで、本件の具体的な審査過程を明らかにしなかったため、とうとうこの反証活動が不可能となった。その結果、本件が不正利用目的の事例であるか否かは真偽不明となった。そこで立証責任の登場となった次第であるが、前述の通り、「正当理由」を基礎付ける「不正利用目的の事例であるかどうか」の立証責任は被控訴人が負うものであるから、本件が不正利用目的の事例であるかいは真偽不明となった不利益は被控訴人が負う。従って、本件は「個人が不正利用の目的で、個人の隠れ蓑として市民団体名義の銀行口座を取得する場合」に該当せず、被控訴人は口座開設を拒否する正当な理由を有しないから、口座開設を拒否した本件の被控訴人の行為は違法と解されるものである。

4、訴訟法上の問題——立証責任の分配の誤り及び釈明権の不行使による審理不尽——

(1)、立証責任の分配の誤り

判決理由の前記1、(2)において、原判決は「拒否したら違法となる」場合の要件事実の立証責任（以下、本件立証責任という）は控訴人にあるとした。しかし、これは拒否理由の立証責任は銀行にあるとした最高裁の判例に違反する（その詳細は前記2、(2)〔3頁〕、3、(3)〔6頁〕で前述した）。実際上も、もし本件立証責任を控訴人すなわち口座開設の申込者に負わせたら、一般論として被控訴人は口では「設定した審査基準に照らし、厳正な審査を経て口座開設を拒否するかどうか判断している」と言いながら、個別具体的なケースにおいて口座開設を拒否された申込者（2023年度だけで権利能力なき社団からの申込者で拒否されたケースは約4000件にのぼる³）が救済を求めて提訴した場合に、原判決のように本件立証責任が申込者にあるとされたら、被控訴人は審査過程の具体的な内容を一切明らかにしなくても立証責任によって常に勝訴できることになる。なぜなら、申込者がなぜ口座開設を拒否されたのかその真実の情報はすべて被控訴人が独占していて、外部の申込者には到底知るすべがなく、申込者が本件立証責任を果たすことは不可能だからである。これは立証責任の分配を決定する際の訴訟法上の条理とされている当事者間の公平、証拠との距離、立証の難易等に照らし明らかに正義公平に反する。

(2)、釈明権の不行使による審理不尽

ア、前記1、(1)について

原審において、両当事者は「任意団体である控訴人の申込みを拒否した本件において正当な理由があったか否か」という本争点の具体論を主要な争点と考え、これをめぐって攻撃防御を尽そうとした（ただし、3で前述した通り、被控訴人が本件の具体的な審査過程を明らかにしなかったため、なおかつ原審裁判所もこの点を明

³ 被告準備書面（3）第1、4〔3頁〕。

らかにするよう被控訴人に釈明しなかったため控訴人は攻撃防御を尽せなかった)。ところが、原判決は両当事者が主要な争点とは考えなかった「本争点の一般論」すなわち「一般に正当な理由がなければ拒否できないか」という争点でもって本請求の決着を付けた。これは控訴人にとって全くの不意打ちであった。もし原審裁判所が、両当事者が主要な争点とは考えなかった「本争点の一般論」こそ主要な争点と考えたのであれば、この争点について両当事者に主張立証を促し、攻撃防御を尽させるべきであった。にもかかわらず、原審裁判所はこうした訴訟指揮を一切取らないまま判決の中でいきなり判断を示したのは、控訴人に対する不意打ちであり、明らかに釈明権の不行使による審理不尽である。

イ、前記 1、(2) について

この釈明権の不行使による審理不尽は前記 1、(2) に及んでより顕著に現れる。なぜなら、「本争点の一般論」は原審の審理の中で曲がりなりにも話題にされたのに対し、前記 1、(2) の「特別事情」の要件論は原審の審理の中で一度たりとも話題にされず、原判決の中でいきなり初登場した要件だったからである。弁論主義のもとにおいては、裁判所は請求を基礎付ける要件事実に沿って当事者に主張立証活動を促し、攻撃防御を尽させて、両当事者に不意打ちのおそれを排除して裁判を受ける権利を実質的に保障することが裁判所の訴訟指揮として求められる。従って、原審裁判所が、前記 1、(2) の「特別事情」が本請求を基礎付ける要件事実と考えたのであれば、この事実を示して両当事者に主張立証活動を促し、攻撃防御を尽させるべきであった。にもかかわらず、原審裁判所はこうした訴訟指揮を一切取らないまま判決の中でいきなり判断を示したのは、控訴人に対する不意打ちであり、明らかに釈明権の不行使による審理不尽である。さらに、立証責任の分配に関して、原判決は前記 1、(2) の「特別事情」の立証責任を申込者である控訴人が負うことを当然のように判示するが、しかし 3、(3) (6 頁) で前述した通り、判例は「正当理由」の立証責任を銀行側に負わせており、正反対の見解を採っていることから、立証責任の分配についても両当事者に主張立証を促し、攻撃防御を尽させるべ

きであったのにそれをしないまま判決の中でいきなり判断を示したのは控訴人に対する不意打ちであり、釈明権の不行使による審理不尽である。

(3) 、小括

以上の通り、原審の審理は主要な争点に対する必要十分な主張立証の欠如という点において手続き的に重大な瑕疵を帯びている。尤も、前記 2 及び 3 で明らかにした「本争点の一般論」及び「特別事情」の要件論は採用できないと貴裁判所で認められるのであれば、控訴人としてはそれ以上、上記手続き的な瑕疵を問題にする必要はない。これに対し、もし貴裁判所がこれら 2 つの論点について、立証責任の分配の点も含めて原判決と同様に解すべきであると思料するときには、当審においてこれら 2 つの論点について控訴人に主張立証を促し、攻撃防御を尽す機会を保障して頂きたいと申し入れる次第である。

その申入れの具体的な内容は、

- ①. 主張活動として、本件の口座開設の審査過程において、いかなる審査基準に基づいて控訴人のいかなる事実がいかなる評価を受けて、その結果、審査基準を満たしていないと判断されたのか、本件の審査過程に関する具体的な事実を反論するために、貴裁判所より被控訴人に対し、上記事実（本件の口座開設の審査過程において、いかなる審査基準に基づいて控訴人のいかなる事実がいかなる評価を受けて、その結果、審査基準を満たしていないと判断されたのか）を具体的に明らかにするように釈明して頂きたい。その上で、被控訴人より明らかにされた上記事実を反論するために、
- ② . 立証活動として、当該審査を担当した被控訴人の職員の証人尋問の実施を求めるものである。

5、今後の進行

当審の訴訟進行について、控訴人は次のことを希望する。

もし貴裁判所が、**2** 及び **3** で明らかにした「本争点の一般論」及び「特別事情」の要件論について、立証責任の分配の点も含めて原判決と同様に解すべきであると思料するときには、**4、(3)**（10頁）で前述した通り、当審においてこれら2つの論点について両当事者に以下の主張立証を促し、攻撃防御を尽す機会を保障して頂きたい。

①．主張活動として、本件の口座開設の審査過程において、いかなる審査基準に基づいて控訴人のいかなる事実がいかなる評価を受けて、その結果、審査基準を満たしていないと判断されたのか、本件の審査過程に関する具体的な事実を反論するために、貴裁判所より被控訴人に対し、上記事実（本件の口座開設の審査過程において、いかなる審査基準に基づいて控訴人のいかなる事実がいかなる評価を受けて、その結果、審査基準を満たしていないと判断されたのか）を具体的に明らかにするように釈明して頂きたい。その上で、被控訴人より明らかにされた上記事実を反論するために、

②．立証活動として、当該審査を担当した被控訴人の職員の証人尋問の実施を求めるものである。

6、結語

以上の通り、原判決の誤りは明らかであり、取消しを免れない。

7、付言——私たちは見ている——

最後にひとつ述べておきたいことがある。

原判決はラストで、控訴人に対し、こう慰めの言葉をかけた。

《振替口座開設拒否によって一定の不便さや不快感を覚えることは理解できないわけでもない》（9頁11行目～）

しかし、そのあと、こう続けて、振替口座開設拒否は我慢しなさいと受忍を求めた。

《原告の構成員個人名義での被告の口座開設あるいは他の金融機関での口座開設に

より対応することも不可能とはいえない》。だから、振替口座開設拒否は違法ではない（同頁13行目～）

これは次のロジックと同じである——或る企業が「契約自由の原則」を盾にとって、気に入らない労働者を解雇したとき、その労働者に向かって「解雇によって一定の不便さや不快感を覚えることは理解できないわけでもない。しかし、あなたの家族は解雇されていないのだから、あるいは他の企業に求職して働くことで対応することも不可能とはいえない」のだから、解雇は我慢しなさいと。

原判決は人権の根本を分かっていない。人権の根本は自己決定権である。それは国際人権法の自由権規約と社会権規約の第1条がいずれも自己決定権（自決権ともいう）を宣言していることから明らかである。控訴人が結社の自由から派生する人権として「口座開設の自由」を口にするとき、それは当然、私たちは自分が決定して選んだ金融機関の口座を開設する自由があることを意味している。それゆえ、自己決定して選んだゆうちょ銀行の口座開設を正当な理由なく拒否されること、それ自体が問題なのであって、他の代替手段があるかどうかは自己決定権の行使にとって関係ないことである。すなわち、控訴人が被控訴人の開設拒否に対して言いたいことは、我々が自分で決定してゆうちょ銀行を選んだのに対し、どうしてその自己決定が尊重されないのか。まず拒否の理由もその訳も告げられず、そして控訴人が何度懇請してもついに一度も弁明の機会も与えられず、一方的に、その自己決定を奪われなければならないのはなぜか。それが個人の尊厳に照らしても根本的に我慢ならないことである。この意味で、原判決のラストは、人権の本質を理解していない原判決の非人権的な性格を最も端的に示したものであり、このような裁判所では「人権の最後の砦」であろうとする司法の資格がないのではないかと、私たち市民は見ていることを付記した次第である。

以 上